## 令和6年度

## 羽ノ浦中学校便所改修工事のうち建築工事

図面番号	図 面 名
1	特記仕様書①
2	特記仕様書②
3	特記仕様書③
4	特記仕様書④
5	特記仕様書⑤
6	特記仕様書⑥
7	付近見取図,配置図
8	各階平面図
9	1階便所 配置図,平面図,内部仕上表
1 0	1階便所 展開図
1 1	1階便所 矩計図, 天井伏図
1 2	1階便所 建具配置図,建具表
1 3	1階便所 詳細図
1 4	2. 3. 4階便所 配置図, 平面図, 内部仕上表
1 5	2. 3. 4階便所 展開図
1 6	2. 3. 4階便所 矩計図, 天井伏図
1 7	2. 3. 4階便所 建具配置図,建具表
1 8	2. 3. 4階便所 詳細図

阿南市 教育委員会 教育部 教育総務課

		章 項 目	特 記 事 項	章 項目	
工事名称	令和6年度 羽ノ浦中学校便所改修工事のうち建築工事	7 下請負人の選定	□ 17 · L → 37 · ス   ○受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共	<del>                                      </del>	□ 17 PL 3 A ②受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保す
	A STATE OF THE STA		に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、		とともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること. また
事場所	阿南市羽ノ浦町宮倉沢田		請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請		監督員から「資機材保管計画書」(任意様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
<del>lui as</del>			契約する場合には、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない.		○京学本は、 古よば0. N Lの体マールサナケフ目入し、 味甘吐した南在し、 ルポーケ・ 「味甘吐し・・・・
概要	建物名称  羽ノ浦中学校		   ◎受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはなら		◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェック   ート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
	構造・規模 RC造 地上 4 階		◎ 受注者は、本工事の主部者しては一部について、指名停止期间中の有質格素者と下請契約を締結してはならない。 (なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要		「」で泊力して高快で刊り、ての記跡で休告すること。
	敷地面積 12,031 (m2) 延床面積 4,213 (m2)		網第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。)		・仮囲いを設置する場合は、設置後に「現場安全再確認シート(任意様式)」を活用して点検を行い、その
	近床面積				録を保管すること
		0 ## + ### \$ ## 7 4 %	(1) 恢工体制分析の体は		◎ トエル乗り古て吹の佐乳を利用したがくのまし吹 / エサンのコーゴはっしてまけ、 医型サートにす。サ
種目		8.)施工体制台帳及び 施工体系図	(1)施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負		◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やする。 でずでう場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、抗
ナコキロ	種 目 エ 事 概 要 建築工事 校舎棟 1・2・3・4 階の生徒用便所洋式化改修工事	ル上件水凸	受注すは、「前突的(以下の(も)及び(4)の場合を含む。)を動むした場合は、他工体制合帳及が中下前員 通知書(以下「施工体制台帳」という。)を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳		特別の場合は、飛木洛下の危険を主じるのでれがあるため、適切な防護指揮を講じ女主権保を図り、   手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。
	建築工事 校舎棟 1・2・3・4階の生徒用便所洋式化改修工事		を工事現場に備え置かなければならない。		The state of the s
	管工事及 <i>び</i> 電気工事 別途発注		(2)施工体系図の作成及び掲示		◎受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に
			受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した。本工は各国な作品は、公共工事の3.4 円が初始の第三はの円準に関するは特に従って、工事		する措置を講じなければならない、特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材につい
			係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事 関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。		は、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと、また、強風、 雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。
			(3) 警備業者の記載		THE TENT OF C.
			受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保		
			存しなければならない.	(11) 交通安全管理	◎輸送災害の防止 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※
4.			(4)運搬業者の記載  ―――――――――――――――――――――――――――――――――――		受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、 通安会に関する担当者 輸送経路 輸送期限 輸送方法 輸送担当業者 交通課道整備員の配置 煙港
仕様書 頁目は,番号に○印が付いたも	ものを適用する。		受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系 図を作成・保存しなければならない。		通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導警備員の配置、標識、 全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない
	ものを適用する. のを適用する. ◎は総て適用する.		(5)施工体制台帳及び施工体系図の提出		また設等の設置場所、その他女主制送上の事項について計画を立て、 火害の防止を図らなければならない 特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件及びその位置と必
項目	特 記 事 項		受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内		な措置について、工事着手前に監督員に報告しなければならない。
適用基準	◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による.		容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員		
	- 八十净统了市福维从样争(净统了市纪) —— —— —— —— —— —— —— —— —— —— —— —— ——		に提出し、確認を受けなければならない。		◎過積載による違法運行の防止  ※対象は、海珠素による違法運行の防止に関し、特に、次の東海について収金し、下鉄色業者を投資する
	・公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 令和4年版(以下「標仕」という。) ・公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版		ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。 (6)再下請負通知書を提出する旨の書面の掲示		受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に、次の事項について留意し、下請負業者を指導する
	・公共建築工事標準仕様書(亀丸設備工事編) 〒44年版 ・公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版		(の) 件 7 前貝週知音を使出する自の音画の拘示 受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければなら		・
	・公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 令和4年版(以下「改標仕」という.)		ない。		・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと
	・公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版				・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
	・公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版		○西左右中央企业(1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-		・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さない
	・公共建築木造建築工事標準仕様書 令和4年版 ・建築物製体工事共通仕様書 (令和4年版) ・同製造 (令和5年版)	9. 電気保安技術者等	◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を ――――――――――――――――――――――――――――――――――――		と   ・
	・建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)・同解説(令和5年版) ・建築工事標準詳細図		受けること.     ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格		・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある
	・公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) 令和4年版		を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。		
	・公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) 令和4年版		・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。	12 発生材の処理等	◎発生材の処理等は、次により適正に行う.
	・敷地調査共通仕様書 令和4年改定				(1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引
	また、次の図書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)を参考とする。		◎工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。		渡しを要する。
	①建築工事監理指針(令和4年版)(以下「監理指針」という。) ②建築改修工事監理指針(令和4年版)				(2)上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理
	③電気設備工事監理指針(令和4年版)	10. 施工中の安全確保	<ul><li>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分に周知・徹底す</li></ul>		る法律、廃業物の処理及び消捕に関する法律、建設制度物適に処理推進安綱での他関係法で寺に促い処理 すること、受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等において
	④機械設備工事監理指針(令和4年版)	- "J-   X-1 HE IV	ること.		廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること. 図書に表示のないものについては、
					督員に報告し指示を受けること.
/西 <b>4</b> mz 44			◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること、名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること、名札には現場代		(3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」
優先順位	◎設計図書の優先順位は、次の順とする. ①無期回答書 (②からほごせまるまの)		理人, 監理技術者, 主任技術者の別, 氏名, 会社名, 工事名を記載し, 顔写真を添付すること.		は「発生材の処理等」による。
	①質問回答書 (②から⑤に対するもの) ②補足説明書		◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。		(4)建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による. (5)解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、あれば、監督員の指示に従うこ
	③特記仕様書(共通仕様書を含む)		THE PROPERTY OF THE PROPERTY O		(6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律を始め
	<ul><li>④図面</li></ul>		◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚		とする関係法令に基づき、作業や手続きを行う、家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサ
	⑤公共建築工事標準仕様書等		染防止法,建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号),建設副産物適		イクル法により処理すること。
			正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること.		(7) 受注者は、 建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書 (様式3)、 産業廃棄物は企業廃棄物管理票 (スニス・ストル票 ない悪土なげに悪) により、済まに加囲されているか深
工事実績データの登録	   (1) 受注者は,請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に,工事実績情報		・受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について、工事(仮囲い等仮設材設置		業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェストA票及びD票またはE票)により、適正に処理されているか確するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない、なお、監督員等の指示があった
ノーザ大恨 ノーブリ豆球	(1) 受注省は、請負代金額が900万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報 サービス (コリンズ) に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に		・受注者は、工事の施工固所及びての周辺にある地上地下の成設構造物について、工事(仮囲い等仮設材設直を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着		9 るとともに、監督員に建設完生工廠工調査を提出しなければならない。 なお、監督員等の指示があった 場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。
	提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。		手すること		
	(a) 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする.				©アスペスト
	(b) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする.		・地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として、試掘を行い、当該埋設物の種類、		(1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調理
	(c) しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする. (d) 訂正時は、適宜とする。		位置(平面・深さ),規格,構造等を確認しなければならない. 		し、あれば監督員の指示に従うこと、既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること、なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。
	(d) 訂正時は、適旦とする。 なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、		<ul><li>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さ</li></ul>		り 作
	原則として登録を必要としない。		なければならない。万一、損傷を与えた場合は、直ちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がな		(2)事前調査を公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと.
			いよう、受注者の負担でその都度、補修又は補償すること。		・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること、監督員
	(2) 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監				へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと.
	督員に提示しなければならない。 なな、本事時としゅん工時の関が10日間に送れない場合は、本事時の場合を必要できる。		◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含また。)及け貨物自動車がよるようと考け		・調査結果は3年間保存すること。
	なお、変更時としゅん工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる.		む.) 又は貨物自動車から下ろす作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む.) を行うときは、 当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない.		・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること. ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること.
			コ以下木と1DJ年1で1日とたい,皿目具に似日しないればなりない。		// // // / / / / / / /
工程表	◎受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後10日(土曜日、日曜日、祝日等を除く.)以内に提出するこ		◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から下ろす作業を行う場合は、当該作業を指		
	ا ک.		揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整		
			<b>備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</b>		
)工事の着手	   ◎受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始		   ◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーン		
<b>エ</b> ザソ相丁	◎ 受注者は、設計凶者に定めののる場合、又は特別の争情により先注者の承諾があった場合を味ざ、工事開始 日以降30日以内に工事に着手しなければならない。なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日(		<ul><li>◎受注者は、輸送経路等において工学施設への接触事故を防止するにめ、重機回送時の高さ、移動式グレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければ</li></ul>		
	特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日)をいう。		ならない。		
\			◎受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納		
施工計画書等	◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図 第4.65より、監督員に提出し、監督員の承諾を異けること		忘れを防止(警報)する装置,ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。		
	等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。		なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。 		
	  ・上記の施工計画書には,「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること.		   ◎休日,夜間に作業を行う時は,事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。		
	・工能の心工計画者には、「地下注意物表の外接作業にはする事項」を設しること。	1 1	THE MENT OF THE CONTRACT OF CHILDREN		
	- 工品の加工計画者には、「地下性政物寺の処核肝素に関する事項」を取りること。				
	○施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。				

阿南市富岡町トノ町12番地3	●工事名 羽ノ浦中学校便所改修工事のうち建築工事	●縮尺		設計	図
阿 南 市 役 所	37、加工 1 人民が収得工事の 7 つ足末工事		_		
教育委員会 教育部 教育総務課	●図面名 特記仕様書①	●年月		後藤	
TEL (0884) -22-3299 FAX (0884) 22-4785			R6. 4		

### Description of the Property of the Propert	項 目 特記事項	章  項 目	特 記 事 項	章  項 目	特 記 事 項
### 400-1984 (1984) 1984 (1984	②資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という.)及び建設工事に係る資材の 再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という」.)に基づく対応は、以下のとおり行うこと. (1)受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という.)において、コンクリート(二次製品を含む.)、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という.)により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること. (2)受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用	7 7	県内産資材 (次のいずれかに該当するもの) (1) 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品 (2) 徳島県内の工場で加工、製造された製品 注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品 (二次製品) であれば県内産資材として取り扱う。 注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。	7 7 1	<ul> <li>特定自主検査 本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。</li> <li>不正軽油の使用禁止受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法(昭和25年法律第26号)に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料</li> </ul>
### ADM 14 (12)	事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。 (3)受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)すること。 (4)受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。		受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(以下、「県内企業調達建材等」という。) を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載 するものとする。 なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画	17. 遠隔臨場の試行	<ul> <li>・受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7千万円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。</li> <li>・受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7千万円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を試行しなければならない。</li> </ul>
### 1987 (1987年) (19	監督員に提出すること。 (6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。 (7) 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除く		受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年 法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可におい	18. 工事看板等	<ul><li>◎工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</li><li>◎受注者は、本工事において使用する工事看板・パリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。 場産木材を購入した場合、受注者は、工事完了後「任意仮設における」</li></ul>
### 25 日本 20 日本 10 日本	<ul> <li>◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない、なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することと</li> </ul>		受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。  ②本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)		<ul> <li>◎受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター(A3)」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。</li> <li>(1)区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事</li> </ul>
の最近の上の中での表現のでき、発生で、高級文化を担いて変わった。「最近できたのできません」では、一般などでは、できます。   19 (19 年代 19 年代 1	②本工事に使用する建築材料、設備機材等(以下「建材等」という)は、設計図書に規定する所要の品質及び	建築材料等	(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする. (2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものと	19. 仮設トイレ	ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。 ・当初請負対象金額(設計金額)5千万円未満の工事
○ 地面が特別連接の (報告の) 走り 「機能性が連接の (報告の) であった。  -	証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS 又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りで ない。		(3) 接着剤は、フタル酸ジーnーブチル及びフタル酸ジー2ーエチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料(塗り床を含む)は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発		・当初請負対象金額(設計金額)5千万円以上の工事 原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原 として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。
(日本記文件) とおし、 ただし、報知の日本が日本の上に対していた。 ただし、「日本の日本が日本の上に対していた。 日本の日本の日本では、 これでは、	の「建築材料等評価名簿(最新版)」及び「設備機材等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。 ・県産木材の原則使用		(5)(1), (3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具, 書架, 実験台, その他の什器等は, ホルムアルデ		快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設
の設定は、技術性の無例の知りまたの主命でして、重要素がありる代表を使用されて の名間では、連帯が出ていまった。「一般の大きないまた」を発生して大きなが変更によって、対し、対します。「一般の大きないまた」を表示して、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。 (2)「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」 とは次のことである。 (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材	15)施工	合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。 ②工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、	20. 設計変更箇所確認	また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、 <del>工事監理業務受注者とともに、</del> 書面に
の無力の条件が、最初版主文化、前面により類、場合は本材構業の機能及が相手の応名等を見入した 事態を整理力を関して対けれたが、一般では、合作性に関する際では、「使用機能力、フローリング、再を表現不一ド(バーティクルボード、機能 低、本展子セント制、については、合作性に関する際に、「使用機能力、フローリング、再を表現不一ド(バーティクルボード、機能 低、本展子セント制、については、合作性に関する際に、「使用機能力、反抗、無限では、10分 にたいるのを開かる。ただし、現場を開か、フローリング、再を表現不一ド(バーティクルボード、機能 低、大型の企業が大力を制については、全体機能力を受けて、内容性では、10分 の合作性、対象性がとないが、大力が、大力が、大力が、大力が、大力が、大力が、大力が、大力が、大力が、大力	(3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 (4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証明書」の写しによ		◎品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと、結果が管理値を外れるなど 疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと、また、その原因を検討し、再発防止の	②1) 工事検査及び技術検査	り確認すること。  ②次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するもとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。
<ul> <li>版、水業系大少入手間、については、会域性に長を課題(「無難数は、25 (高別部記)を称え、分析行われたものを使用する。ただ、機能・無常たなど至認力により、要問であり、使用できない場合には重要者と協議するものと、整理者の実践を考もものとする。 には重要者と協議するものと、整理者の実践を考えられた工程が実了した時、報告書を提出しているの大力工程が実了した時、報告書を提出しているの大力工程が実了した時、報告書を提出しているの大力工程が実了した時、報告書を提出しているの大力工程が実了した時、報告書を提出しているの大力工程が実力となるまま、大力であるとの立刻用本をとする。と、公共の共和な担け、当該工事の工程を考え、認工上の享要な特点で行うものとし、契に対象が出ているのような大力であることの立刻用本をとする。 のは指導による合法性の構造いついては、中原19年月目前の時金で度料・製造書をしていることを発達した場合には、上記ガイドラインにある台面な大材であることの立刻用本をとする。 の様性等に指されていない特別な材料の世後・工品は、管理員の実践を受けて、当該協画の世核及び指定工業としたが、たびを経済したいたい時、と、会議を得るしたいたい事に使用している。と、会議を表していたいできる。 の様に表していない特別な材料の仕様・工品は、管理員の実践を受けて、当該協画の世核及び指定工業 (場合)については、技術対象が認力対象を提出している。と、会議を表していたいきと、と、会議を表していたいきと、と、会議を表していたいきと、と、会議を表していたいきと、と、会議を表していたいきと、と、会議を表があるとの立刻用本をとする。 の中間検索が部分見格響と目中期になる場合は、中間検索を名響することができる。 の中間検索が部分見格響と目中期になる場合は、「他がカン対策型整理機能と変を(平成 10 8 連接を建理を実施が出たが、 ・ 会理机事を含む工事については、賃貸対策能にかけわらず、基準机工事を言え、とがいたの場合は、「他がカン対策型整理機能を表していたいきと、人は、対策を対していました。 第2 日時期になる場合は、中間検索を表することが、要求することが、対策を関係を表していたいきと、と、会議を表していたいきと、と、会議を表していたいきと、と、会議を表していたいきと、と、会議を表していたいきと、と、会議を表していたいきと、と、会議を表していたいきと、と、会議を表していたいきと、と、会議を表していたいきと、と、会議を表していたいきと、と、会様を登録を表していたいきと、と、会様を登録を表していたいきと、と、会様を登録を表していたいきと、と、教育を表していたいる。と、会性を必要をと使用していたいき、と、表は、会を含まってよいに、実施し、表は、会は表し、会議を表していたいきと、と、の表に表していたいる。と、会性を必要をと使用していたいまと、と、会様を登録を使用することとがある。こと、会性を必要とないましたとないまできた。と、会性とは、は、主を考によいて、表は、と、まと表は、ことがあるとままままままままままままままままままままままままままままままままままま</li></ul>	(5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難い場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した 書類を監督員へ提出しなければならない.		済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること、手直し工事は、受注者の責任におい		3千万円未満     -     1回       3千万円以上5千万円未満     -     2回       5千万円以上1億円未満     1回     2回
報信に含益型機を発出するものとする。ただし、平泉19年7月1日より第1代投資者が加工・張道差者等と 現存を管しているでは高されてあることの証明は不要とする。  の成性等に記載されているい特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受け支援を行い、その結果を報告し来認を得もし来認を得ることができる。 に変かる合法な本れであることの証明は不要とする。  の構化等に記載されているい特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工 点による。 ・ 湯川佐東村の原則使用 (1)受送され、木材以外の建設資料を使用する工事を拒工する場合。原則として展内疫資材を使用しなければ なお、取り換立事については、無内疫資材を使用する工事を拒工する場合。原則として展内疫資材を使用しなければ なお、取り換立事については、無内疫資材を提供して機関して大規則で発生を指するものとする。 2) 完全的は、木材以外の建設資料を提供して関するよう類のあるのとする。 (2) 完全的は、木材以外の建設資料を提供して関するより類のが高かる場合は、同期として展内疫資材を使用する場合は、無内疫資材を 使用できない場合と加工計画書に記載するもと共に、推設資料を使用する場合は、集内疫資材を 使用できない場合と加工計画書に記載するもと共に、推設資料を参加に監測を用いての課金を受けるこれと関係を ・ 議性、大規が内の選及資料について、展内疫資材を なお、取り換立事については、無内疫資材を なお、取り換立事については、無内疫資材を であるいとこれと同等の原発目標で実施された提出がより未満と発酵を表面がより出入するとできる。なお、排 出力ス対策型建設機械を用いて表が含めると表えのときる。 出力ス対策型建設機械を用いての知りを指するものとする。 企業的である場合は、大規が内の選及資料について、展内疫剤はついて、展内疫剤はついて、展内疫剤はついて、展内疫剤はついて、展内疫剤はついて、展内療剤はついて、原内疫剤はついて、原内疫剤はついて、原内疫剤はついて、原内療剤は一部の対象を信用する場合と、表の性 場合と放射性機械の企業及び影響を分かる写真を監督員に提出するものとする。 ・経験動態を表述は、大規が内の企業及び影響を分かかる写真を監督員に提出するものとする。 ・経験動態を表述は、大規が内の企業及び影響を分かかる写真を監督員に提出するものとする。 ・経験動態を表述は、上記で表述を表述として、表述を表述を表述として、 ・経験を用するものとする。 ・経験動態を表述は、大規が内を発音を表述を表述として、表述機械を表述さる。 ・単分は変数は、これた、原内療資材を表してので、原内療資材を ・原内を含む、力がなないは、中間検索を含むすることができる。 ・多数の場合と、中間検索を含むすることができる。 ・多数機械の企業及び影響を表述しまして、 ・発生の表が合うと表述であることがのかる写真を監督員に ・現実とおとは数域体のを表述がよりまする。 ・現実とは、表述を表述して、原内を資料を ・工事で関すると表述を表述していて、原内を資料を ・企業の方とは、対するのとする。 ・出版を表述は、中間検索があるとは、中間検索を含むすることができる。 ・多数は様のと表述がは、原内を含め、表述で表述を表述しましましましましましましましましましましましましましましましましましましま	板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む.)が行われたものを使用する.ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする.また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製		明書類等を監督員に提出すること。 ②設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、		(注)低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。
○爆仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。  ・場内産資材の原則使用 (1)受注者は、本村以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない、ただし、特徴の理由がある場合は、四周の産資材を使用しなければならない、ただし、特徴の理由がある場合はこの限りでない。 ならない、ただし、特後の理由がある場合はこの限りでない。 ならない、ただし、特徴のの理由がある場合はこの限りでない。 なお、前の対象主事にいて、県内産資材を使用するよう等かるものとする。 (2)受注者は、本材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を修工計画書に記載するものとする。 (3)受注者は、本材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を修工計画書に記載するものとする。 地ガス対策型建設機械を使用するよう等からあるのとする。 地ガス対策型建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現また。 は負代表型、仕び使用できない場由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を参加に対し、承諾を得なければならない。  ・基礎材工事を含む工事については、原内産資材を使用する場合、原則として県内産資材を使用してければなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協対なるとと、対策ないはこれと同等の開発目標で実施された建設技術者を建設により評価された排出ガス浄化装置を装着することで持て出ガス浄化装置を装着した。なお、排出ガス対策型建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現また。 は負代の原列は中でない場由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。  本工事で使用する建設機械の金素及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。 年毎日の企り、に基づき相定された建設機械を使用するものとする。 現場代理人は施工現まには、「保護者を発表し、「保護者を発表し、「保護者を発表し、「保護者を発表し、「保護者を発表し、「保護者を発表し、「保護者を発表し、「保護者を発表し、「保護者を発表し、「保護者を発表し、「保護者を発表し、「保護者を発表し、「保護者の企業を表すし、「中の主義を経験して、「企業者を発表し、「保護者を表すし、「特別な対象域を使用する場合、現場代理人は施工規まらなのとする。 ・ は、おれば、中間検査を表すし、対象外の発力を使用している。 ・ は、対象外の表は機械の一定となないません。 「現場に関する規模 を申しならのとする。 現場代理人は施工規 ・「保護者を表すし、「保護者を表すし、「保護者を表すし、「現場におして使用する。 「現場では、「保護者の企業ので、現場では、「保護者の企業ので、現場では、「保護者の企業ので、現場では、「保護者の企業の企業ので、現場では、「保護者を表すに関する規模」と、「企業者の企業ので、現場では、「保護者の企業ので、現場では、「保護者を表すし、対象が、企業の企業ので、現場では、「関係な、中間検索をと対す、とない、関係な、中間検索をと表す、しまがは、とない、で、中間検索を表す、現場では、「保護者を表すし、では、で、中間検索を、関係など、中に関係など、関係など、中に関係など、対象とは、「保護者を表すしまない、対象では、中に関係など、対象に関係など、中には、中に関係など、中には、対象を表すると、対象を表すと、対象を表すない、中には、対象を表すると、対象を表すると、中には、体験を表すなど、中には、中には、中には、中には、中には、中には、中には、中には、中には、対象に関係など、中には、対象に関係など、中には、中には、中には、対象には、中には、中には、中には、中には、中には、中には、中には、中には、中には、中	督員に合法証明書を提出するものとする. ただし, 平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と 契約を締結している原木に係る合法性の確認については, 平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管して いる者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には, 上記ガイドライン		<ul><li>◎試験等によらなければ確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、</li></ul>		に監督員と協議すること.
なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。 (2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。 また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材と使用する場合は、県内産資材を使用する場合は、県内産資材を使用する場合は、県内産資材を使用する場合は、県内産資材を使用する場合は、県内産資材を使用する場合は、県内産資材を使用する場合は、県内産資材を使用する場合は、県内産資材を使用する場合は、県内産資材を使用する建設機械の金景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。 使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。  他経験者を得ないた、保験をでは、「体験者型・体展動型建設機械を使用する場合は、原本のとする。とが分かる写真を監督員に提出するものとする。とが分かる写真を監督員に提出するものとする。なお、排出がス対策型建設機械を使用するものとする。なお、排出がス対策型建設機械を使用するものとする。なお、排出がス対策型建設機械を使用するものとする。なお、排出がス対策型建設機械を使用するものとする。なお、排出がス対策型建設機械を使用するものとする。なり、現場代理人は施工現場において使用が表現を使用する場合は、原本のとする。なり、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、	<ul><li>◎標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</li><li>・県内産資材の原則使用</li><li>(1)受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければ</li></ul>	16. 建設機械等	本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号最終 改正平成14.4.1国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス 対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装 置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこ	(20) 中国数	・基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。 ・外壁改修工事等において、足場が撤去され、しゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができななるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。
本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示平成13 年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする、現場代理人は、施工現場において使 用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に 提出するものとする、ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの	なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。 (2)受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。 また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を 使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければ		出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。	↓ ↓ ↓ 元队凶寺	<ul> <li>◎提出書類</li> <li>・しゅん工図(製本2部,電子データ1部)(サイズ: A3. A2)(建築・管・電気工事一式とする)</li> <li>・工事写真(写真帳1部(着手前及び完成写真),電子データ1部)</li> </ul>
と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。			本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする. 現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする. ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない. なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員		・使用材料一覧表(2部(うち1部は竣工図表紙裏面に貼付),電子データ1部)

R6. 4

項目	特 記 事 項	章 項 目	項目は、番号に〇印が付いたものを適用する。特記事項は、〇印が付いたものを適用する。 ◎は総て適用する。) 特記事項	章  項  目		特 記 事 項	
)完成図 <b>等</b>	◎しゅん工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること. しゅん工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式を CD-R等に保存する.	_ ① 施工条件 章	<ul><li>◎施工条件は次による.</li><li>・工程については、施設管理者と協議の上決定すること.</li><li>・施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。また、休</li></ul>	7)他工事との取り合い	<ul><li>◎他工事との取り合い区分</li><li>天井、天井点検口</li></ul>	建築工事 電気工事 管 工 事	その他
		般	日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある.		大井、大井は快口   設備機器天井開口墨出	0 0	
	<ul><li>◎工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する.</li><li>完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で</li></ul>	共	・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決 定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。		同上切込み及び開口補強	0	
	元成子具に ついては、工事日的初の状態が、真懐何、旭工状况寺については、不可代印力の山木形が子具で 的確に確認できること。	事	たし、 超直相立に自張の間歪及い能励と 11 グ.		配管撤去コア抜き 同上穴埋補修	0	
	○ T 市 写 克 の 担 野 は 、		◎関連する他工事の開始、または完了時期を明記する.		配管新設コア抜き	0	
	<ul><li>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</li><li>区 分 サーイ ズ</li></ul>		本工事に関連のある羽ノ浦中学校便所改修工事のうち管工事は、2024年6月発注予定. 本工事に関連のある羽ノ浦中学校便所改修工事のうち電気工事は、2024年6月発注予定.		同上穴埋補修 梁、壁、床スリーブ入れ	0 0	
	区分         サイズ           着手前         カラー、手札版又はサービスサイズ				栄、壁、床入り一ク人れ   同上穴埋補修		
	施工中カラー、手札版又はサービスサイズ		◎施工時期,施工日,施工時間が特定される場合. ・撤去工事は,夏休み期間(7月20日頃から8月31日頃まで)に完成させること.		衛生器具等取付の補強下地	0	
	完成写真 カラー、手札版又はサービスサイズ		・作業時間は、原則午前8時半から午後5時までとし、午後5時までに退出すること。				
	<ul><li>◎工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。</li></ul>						
	●工学元以政がは、別を目だりのも別目で呼じ、 <del>有</del> 目がによりなりのとうも。	② 重要備品等	◎工事に影響のある範囲内の重要備品等 (有・無)				
デジタル工事写真の	   ◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デ		│ 備品等名称: │ 保管場所 :				
小黒板情報電子化	ジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以下,「対象工事」という)とすることができる.		数量	8. 室内空気中の化学物質	◎建物の用途により以下の物質の室内	濃度を測定すること.	
			注意事項:	の濃度測定		エン・キシレン・パラジクロロベンゼン・ス エン・キシレン・スチレン・エチルベンゼ∑	
火災保険	◎火災保険				学校以外: ホルムアルテピト・トル   採取器具は受注者にて用意すること		
	本工事の着手に際し、火災保険等(火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む))	3. 施工調査	・調査期間		測		測定箇所数
	を請負額に応じて付保する. (標準請負契約約款 第55条) (1)対象物		本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う、調査期間は 週間とする. 切り回し時期については、 頃とする.				
	工事目的物及び工事材料(支給材料を含む)について付保する.						l
	(2)付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる.	4. 交通誘導警備員	・交通誘導警備員		測定は、次のいずれかにより行う. ・住字の品質確保の促進等に関する法	律に基づく評価方法基準(平成13年 国土	○通省告示第1347年)第54 ○ 第54 ○ 第54 
	・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事	1. 人起助守言明只	交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に〇〇日間配置すること.		3 (3) 「ロ 測定の方法」において		〜~= ロッカルコ/ガ/ガ
	・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合 (外壁補修工事等) (3)付保する時期及び金額		・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が (義務付けられている・ 義務付けられていない)		・パッシブ型採取機器を用いる方法 パッシブ型採取機器を用いる場合は	次の亜領に トリケス	
	(3) 打保 9 る時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相		-		(1)30分間換気		
	当額を付保する. また,模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する.		・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の			(造り付け家具,押入等の収納部分の扉を含	む)を開放し、30分間換
	(4)保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする.なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する.		確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること. ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があ		する. (2)5時間閉鎖		
	(5) その他		るときは、これを提示すること.			及び扉を5時間閉鎖する. ただし, 造り付け	家具, 押入等の収納部分
	・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付す る		・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事 の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二		開放したままとする. (3)測定		
	・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。		次以降の下請負人を含む.) も同様の義務を負う旨を定めなければならない.		イ(2)の状態のままで測定する.		
			・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し) とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。		ロ 測定時間は,原則として24m 8時間測定とする.	特間とする.ただし,工程等の都合により24	時間測定が行えない場合
公共事業労務費調査	◎当初請負対象金額(設計金額)が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となっ		ことでは、「万年に血目見、い即近山しなければなりない。			62時~3時が測定時間帯の中央となるよう。	10時30分~18時30分までの
	た場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない、また、本工事の工期経過後においても、同様とする.	5 産業廃棄物の処理	◎産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する.		時間帯で測定する. ハ 測定回数は1回とし、複数回の	い測字は不悪しまる	
	調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、そ	0.7 性未開来物の処理	<ul><li>◎産業廃業物の種類ことに次の短が物を相定する。</li><li>(注)表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者」であるこ</li></ul>			バ設備又は空気調和設備は稼働させたままと	する.
	の実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。		とを示す.			『常時稼働させないものは停止させたままと	する.
	公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法 等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃		種類     処分許可業者の会社名     車両     処分地     運搬距離       (処分区分)     単向     処分地		(4)分析 測定対象化学物質を採取したパッ	, ,シブ型採取器を分析機関に送付し,濃度を	分析する.
	金時間管理を適切に行っておかなければならない。		無筋コンクリート (株) 大一建設 4t 阿南市宝田町平岡899-4 7.6		(5) 測定結果の提出	ш <b>+ 7 -</b> L	
	受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請工事の受注者 (当該下請 工事の一部に係る二次以降の下請人を含む) が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない.		阿南市宝田町井関302-1		測定後、測定結果を監督員に提	Ⅲ 9 ること.	
			有筋コンクリート (株)大一建設 4t 阿南市宝田町平岡899-4 7.6 阿南市宝田町井関302-1		◎測定結果が厚生労働省の指針値を超	えていた場合は,監督員と対応方法につい^	て協議すること.
暴力団等からの不当要求	(1)受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。) を受		金属くず (財)徳島県環境整備公社 4t 阿南市橘町小勝187番の地先 20.3				
又は工事妨害の排除	けた場合 ((2)に規定する場合は、下請負人から報告があったとき)には、その旨を直ちに発注者に報告		福処分場 阿南市福町小勝187番の地先				
	するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。 (2)受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介		************************************				
	入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けしなければならない.		木くず (株)日徳   4t   阿南市橋町南新田10-29   16.3				
	(3) 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (4) 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程		77人 7人今有材 (件) 明和如一、 4十 三好市山城町寺野字大休場956				
	(4) 受注自は、排除対象を調じたにもかかわらり、工期に遅れが生じるおぞれがめる場合には、発注自と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「阿南市公共工事標準		「ハイストロイトライル・アライル・アライル・アライル・アライル・アライル・アライル・アライル・ア				
	請負契約約款」(以下「約款」という.)第22条の規定により,発注者に工期延長の請求を行わなければならない.		上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない、また、この場合、				
	(5)受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに		処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある.				
	所轄の警察署に提出しなければならない. (6) 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、		なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。) に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情に				
	(0) 受注有は、前項被告により、工期に遅れが生じるおてれがめる場合は、発注有と工程に関する励識を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求		より優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。				
	を行わなければならない。		また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする.				
			木材については,50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする. 				
		C 741=11.06 44 4 00 hm x777	◎注記数件上の加西については「○本 上です。に寄禁している。ため、日日ははいではずししている。日本				
		6 建設発生土の処理	◎建設発生土の処理については、「3章 土工事」に記載している。なお、場外拠出が指定されている場合において、指定された処分場以外で処分する場合は監督員の承諾を得ること。なお、増額変更の対象とはしない。				
			阿南市富岡町トノ町12番地3	▲T車タ			設計

阿南市富岡町トノ町12番地3 阿南市役所 教育委員会 教育部 教育総務課 TEL (0884) -22-3299 FAX (0884) 22-4785

●工事名 羽ノ浦中学校便所改修工事のうち建築工事 ●図面名 特記仕様書③

設計 図面番号

●年月 R6. 4

項 目 9. 技能士の適用		いては、次の技能検定作業(以	特 記 事 項 以下, 「作業」という. )のうち各工事毎に適用する作業	章 項 目 二 1 一般事項	特 記 事 項  ◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状	章 項 目	特 記 事 項 ◎材料は、市場品とする.
		能力開発促進法による一級技能力	<b>士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する</b>	章	確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと.	ー	◎砂利及び砂地業 ・原さが200mmを持って場合は、200mmでより終日めを行う
		る工事作業中、1名以上の者が自	自ら作業をするとともに,他の技能者に対して,施工品質 は,氏名,検定職種,技能士番号等県が指定した内容を記	改    修   2. ベンチマーク   仮	・設計GLの設定は、BM( )を±0とし、NGLはBM±( )mmとする. ただし、監督員の指示により決定する.	地     業   工	・厚さが300mmを越える場合は、300mmごとに締固めを行う. ・砂利は、( 切込砂利 ・ 切込砕石 ・ 再生ク支ッシャラン )とする.
	載した名札等によ	り、資格を明示するものとする作業についてもその活用を図る		設工	7 %.	事	種別     使用部位     厚さ     粒度範囲       切込砂利     10
	○印 ・・・ 適用作業	<u></u>		事る足場等	◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。		切 込 砕 石     再生クラッシャラン     土間下(1階)     110程度     RC-40
	工事種目 仮設工事	技能検定職種 とび	技能検定作業 ・ とび作業		①労働安全衛生法に基づく構造規格		○中国内内は、ポリティリンフィル/原土0.15mm以上、手点人共五が甘林沙陸ののカンフルは050mm、監劫
	鉄筋工事	鉄筋施工 型枠施工	・ 鉄筋組立て作業 ・ 型枠工事作業		②(社)仮設工業会の認定基準また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録		◎床下防湿層は、ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上、重ね合せ及び基礎梁際ののみ込みは250mm、断熱 材のある場合ののみ込みは400mm以上とする.
	コンクリート工事 鉄骨工事	コンクリート圧送施工 鉄工	・ コンクリート圧送工事作業 ・ 構造物鉄工作業		工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たっては、あらかじ め強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること.	四 1. 材料	規格番号 規格名称 種類の記号 径 (mm )
	コンクリートブロック・ALCパネ		・コンクリートブロック工事作業		◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が	章	JIS G 3112     鉄筋コンクリート用棒鋼     SD295     D10       建築基準法の規定に
	ル及び押出成形セ		・エーエルシーパネル工事作業		60日未満を除く)の設置や移転,変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出を行うこと。	鉄筋	基づき認定を受けた鉄筋
	メント板工事		・ アスファルト防水工事作業		届け出を行った場合は、監督員に報告すること。 届け出が不要の場合は、その旨を監督員に報告すること。	デ エ 事	JIS G 3551 溶接金網及び鉄筋格子
			・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業			2. 材料試験	Q 14 10 = 2 EQ (14 / - 1 - 4 × 1 ×
	    防水工事	防水施工	・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業		◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に 足場チェックリスト(任意様式)を用いて点検を行い、その記録を保管すること。	2.) 材料試験	◎材料試験は行わない. ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること.
			<ul><li>セメント系防水工事作業</li><li>シーリング防水工事作業</li></ul>		また、監督員から提出を求められた場合は、速やかに提出すること。		
			・ 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業		◎外部足場(種類:脚立足場)	③ 加工及び組立て	◎鉄筋の継手は( 重ね継手 ・ ガス圧接継手 ・ 機械式継手 ・ 溶接継手 )とする.
	石工事	石材施工	・ FRP防水工事作業 ・石張り作業		◎内部足場(種類:内部仕上足場)	4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	◎柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、標仕表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする.
	タイル工事 木工事	タイル張り 建築大工	<ul><li>・ タイル張り作業</li><li>・ 大工工事作業</li></ul>		◎作業範囲への進入防止対策として、カラーコーン(コーンバー共)29.4mを5ヶ月間設置する.	対別がおっかりはて及び間間	
	屋根及びとい工事	建築板金 スレート施工	・ 内外装板金作業・ スレート工事作業		・足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること、また、安全管理も実施すること、		◎目地がある場合のかぶりは、目地底からの寸法とする。 ◎ 5 なる 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	金属工事	内装仕上げ施工建築板金	<ul><li>・ 鋼製下地工事作業</li><li>・ 内外装板金作業</li></ul>		・受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く、)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場		<ul><li>◎各部の配筋は、図示による、図示されていない場合は、標仕各部配筋参考図 [1節-基礎及び基礎梁の配筋]</li><li>[7節-梁貫通孔及びその他の配筋] による。</li></ul>
	左官工事	左官 サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業		の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又は下すときは、つり綱、つり 袋等を労働者に使用させなければならない、また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること、		
	建具工事	ガラス施工	・ ガラス工事作業		・石綿含有仕上塗材が施工された外壁に対する足場繋ぎ用アンカーの下穴穿孔作業については, 「石綿等の	5. 配筋検査	◎主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督員の検査を受ける。
-	カーテンウナール	自動ドア施工 カーテンウォール施工	<ul><li>・ 自動ドア施工作業</li><li>・ 金属カーテンウォール工事作業</li></ul>		切断等の作業」及び「石綿取り扱い作業」に該当するため、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第 21号)を遵守し作業を行うこと。		AWRECAN G.
	カーテンウォール 工事	サッシ施工 ガラス施工	<ul><li>・ ビル用サッシ施工作業</li><li>・ ガラス工事作業</li></ul>			6. あと施エアンカーエ事	◎あと施エアンカー作業における技能者は、あと施エアンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有す
	塗装工事	塗装	建築塗装作業     プラスチック系床仕上げ工事作業		・その他		るものとし、これらを証明する資料を提出し、監督員の承諾を受けること。
	内装工事	内装仕上げ施工	・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業	4. 養生	◎既存部分の養生範囲は図示による.		◎埋込み配管等に当たった場合は、直ちに穿孔を中止し、監督員に報告し指示を受けること.
	配管工事	表装配管	<ul><li>・ 壁装作業</li><li>・ 建築配管作業</li></ul>		◎仮間仕切りは, ( A種 ・ 6種) ・ C種 )とする.		<ul><li>◎鉄筋等に当たった場合は、穿孔を中止し、付近の位置に再穿孔を行うこと。中止した孔は、モルタルで充 てんすること。</li></ul>
		路面標示施工	<ul><li>溶融ペイントハンドマーカー工事作業</li></ul>		・仮設仕切りの出入口部として片開き戸(800×1,800程度)を設けること.		◎施工確認試験を (行う・ 行枚ない).
	植栽工事	造園	<ul><li>・ 加熱ペイントハンドマーカー工事作業</li><li>・ 造園工事作業</li></ul>	5. 監督員事務所	◎監督員事務所は(設ける・ 設任ない)		○あと施工アンカーは (金属系アンカー ・ 接着系アンカー ・ 差筋アンカー ) とする.
					<ul><li>◎監督員事務所を設置する場合、備品は次のものを設置すること。</li><li>(1) 机、椅子、書棚、製図版、掛時計、温度計、湿度計</li><li>(2) ゴム長靴、雨がっぱ、保護帽、懐中電灯、安全帯</li></ul>		<b>● 的とルエアンガーは ( 立崎ボアンガー・ 1女相ボアンガー・ 左前( ) が</b>
					(3) 請負加入電話の子機 (4) 衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具 (5) ファクシミリ他		
				6 工事用電気設備, 工事用給排水設備	◎既存電力利用(出来る ・出来ない),電力料金(有償 ・無償) ただし、施設管理者と協議すること。		
					◎既存用水利用(出来る・出来ない),用水料金(有償・無償) ただし,施設管理者と協議すること.		
				了 工事車両用駐車場 資材置場	◎同用地は、( 図示の場所に ・ 用意していないので業者にて )設けること. ただし、施設管理者と協議すること。		
				現場事務所用地等	<ul><li>◎借地借家料</li><li>円</li></ul>		
					阿南市富岡町トノ町12番地3 阿南市役所	●工事名 羽ノ浦	中学校便所改修工事のうち建築工事 ●縮尺 設計

教育委員会 教育部 教育総務課

TEL (0884) -22-3299 FAX (0884) 22-4785

●図面名 特記仕様書④

●年月

R6. 4

<u>現 日</u> 1 一般事項	特記事項       ©コンクリートの種別	章 項 目 <sub>六</sub> 1 シーリング	特記事項 ◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする.	章	特記事項 □○ 改修後の床の清掃範囲は図示する.
no T A	<ul><li>I類(JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート)</li></ul>				②壁改修
	・ II類(JIS A 5308への適合したコンクリート)	防	◎プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること.		・コンクリート間仕切り壁 改標仕6.3.2(1)参照 ・間仕切壁撤去に伴う構造体の補修
	◎設計基準強度	水	◎監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。		モルタル塗り ※施工場所は図示による.
	コンクリート 設計基準強度 調合管理 スランプ 強度試験の 乗 別 容積重量 適用箇所	修	◎シーリング面への仕上塗材仕上げ等を(行う・行んない).		塗り厚25mm超の場合の補修を( 行う ・ 行わない )
	の種類 Fc (N/mm²) Fn (N/mm²) (cm) 有無 (t/m³)	事			③天井改修 改標仕6.4.2参照
	普通 18 - 15 無 I 類 2.3 土間コンクリート		・外部に面するシーリング材は、施工に先立ち(簡易接着性試験・引張接着性試験)を行う。 ただし、同じ材料の組合せで実施した試験成績書がある場合は、監督員の承諾を受けて、試験を省略する		撤去区分 既存壁取合の補修範囲及び内容 天井下地を含む全面
	普通 21 S 15 有 I 類 2.3 和式设置 撤去箇所		ことができる.		ボード面まで
			◎種類及び施工箇所		ボード面を残し仕上げのみ
			記号 材質 既存 施工箇所 改修工法 寸 法 接着試験		
	・構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度(Fc)に構造体強度補正値(S)を加えた値とする.		SR-1     1成分形シリコーン系     -     面台     充填工法     5*5     無       SR-2     2成分形シリコーン系	3. 軽量鉄骨壁下地	◎JIS A 6517の規格品とする.
	なお、構造体強度補正値(S)は、標仕 表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢 28日までの予想平均気温に応じて定める.		PS-2 2成分形ポリサルファイド系		│ │◎スタッド, ランナー等の種類は, ( 50形, 65形, 100形 ) とし, 改標仕表6.7.1による.
			MS-1 1成分形変成シリコーン系 - ドイレプース		
	◎コンクリートの強度試験   コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。				◎出入口及びこれに準ずる開口部の補強は、改標仕6.7.4(5)による.
	• 第4週強度確認	+ (1) 一般事項	ⓒ랴目마라미디바 두호바 사호바였다이나가나 바바로 누구 7 - L # 한테모마 7 - 18 # 19 # 19 # 19 # 19 # 19 # 19 # 19 #		◎ダクト類の開口部の補強にあたり、取付け強度を必要とする場合は、監督員との協議による.
	原則,第三者試験機関にて,主任技術者又は現場代理人立会いの上,行うこと. ただし,第三者試験機関以外で行う場合は,工事監理者又は監督員立会いの上,行うこと.	七一八一般事項	◎建具の耐風圧性, 気密性, 水密性等については, 性能を有することを証明する書類を提出し, 監督員の承   諾をうけること.		◎ランナー上部は、スラブに固定すること.
	なお、第三者試験機関を選定した場合は、すみやかに監督員に報告すること。	7	◎作工に生みような体質は、乳型図⇒しのセ等体がもなば、砂製品し物強ナステレ		
		具	◎施工に先立ち、改修範囲を確認し、設計図書との相違等があれば、監督員と協議すること.	4 軽量鉄骨天井下地	◎JIS A 6517の規格品とする.
<b>)構造体コンクリートの仕上り</b>	◎部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕表6.2.3による.	以    修	◎建具見本の製作及び特殊な建具の仮組は、建具表による.		  ◎野縁等の種類は,屋内19型,屋外25型とし,改標仕表6.6.1による.
	・合板せき板を用いる打放し仕上げの種別は( A ・ B ・ C )種とする.	事			
	   ◎コンクリートの仕上がりの平たんさは標仕 表6.2.5による.	争 ② 鋼製軽量建具	気密性 遮音性 断熱性 面内変形 使用箇所 備 考		◎既存の埋め込みインサートの使用は、改標仕6.6.4(1)(ウ)による引き抜き試験を行い、強度を確認したうえ使用すること。
			A-3		
一普通コンクリート	│ │◎セメントの種類は, ( 普通ポルトランドセメント ・ 高炉セメントA種 ・ シリカセメントA種				◎屋外の野縁受・吊りボルト及びインサート・野縁の間隔は屋内と同様とする.
	・ フライアッシュセメントA種 )とする.		○ 回転箱の番箱 同さけ 建甲主ニトス		◎天井のふところが3m以上の箇所の補強方法は図示による.
	<ul><li>・高炉セメントB種適用箇所 (</li><li>・フライアッシュセメントB種適用箇所 (</li></ul>		◎鋼板類の種類、厚さは、建具表による.		
	・普通エコセメント適用箇所 ( ) 普通エコセメントを使用するコンクリートに再生骨材 H を使用する場合は、 ( ).		◎製造所: 評価名簿による.	5. ビニル床シート張り (JIS A 5705)	材質   種類   色柄   厚 さ     幅 木   接着剤 施工箇所   備 考
				ビニル床タイル張り	
	◎骨材は、標仕6.3.1(2)による.	3. 建具用金物	◎金物の種類及び見え掛り部の材質は、改標仕表5.8.1による.	(JIS A 5705) 及びゴム床タイル張り	塩ビ 複層 FS 無地 2.0 塩ビ 2.0 100 標件表 19.2.1 便所床
	◎アルカリシリカ反応性による区分は ( A ・ B ) とする.		◎金属製建具に使用する丁番は改標仕表5.8.2による.	2012/1/2012	
	  ◎細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする.		   ◎既製又はこれに準ずる建具の建具金物は、建具製作所の仕様による。		◎複層ピニル床シートは、抗菌仕様とする.
	◎コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m³以下とし、試験方法は標仕6.5.4による.		◎握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置は図示による。	6.) ビニル幅木	  ◎材質( 軟質) ・ 硬質 ), 高さ( 75mm ), 厚さ ( 2.0mm ) .
	<ul><li>◎試練りは(行う・行わない).</li></ul>	八 1 一般事項	<ul><li>◎工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督</li></ul>	一	   ◎ハイドロセラ・フロアPU(薄型)(TOTO株式会社)同等品とする.
	◎所要空気量は4.5%±1.5%とする.	章	員に報告し、指示を受けること		図面寸法に合わせて、切断加工を行うこと。
	◎受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいず	内	◎各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告		
	れか1つについて確認をとらなければならない. (1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制	装	し指示を受けること.	8. せっこうボードその他 ボード及び合板張り	◎パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆とする. ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆のパーテ
	アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m³に含まれるアルカリ総	修工		が 下及び日報放	ィクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものと
	量をNa <sub>2</sub> 0換算で3.0kg以下にする. (2) 抑制効果のある混合セメント等の使用	事 ② 撤去及び下地補修	◎各改修工事の仕様は、仕様・仕上げ表による。   ①床改修		する.
	JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント [B種またはC種] あるいはJIS R 5213フライアッシ		・ 既設床仕上げ材の除去 改標仕6.2.2(1)参照		
	ュセメントに適合するフライアッシュセメント [B種またはC種] もしくは混和材をポルトランドセメ ントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する.		種 類 撤去工法 撤去範囲 備 考 ビニル床シート		(mm) の区分 種類 種類
	(3) 安全と認められる骨材の使用		ビニル床タイル 改標仕6.2.2(1)(ア)による 全面・一部(図示)		Tolication
	骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)の結果で無害と確認された骨材を使用する.		ガム系床タイル 機械的除去工法		普通合板 面台壁 下地 12.0 — 標仕19.7.2 LGS
	試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」、JIS A 1146骨材		合成樹脂塗床材 目荒らし工法 全面・一部(図示)		農林省告示第233号
	のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)		改標仕6.2.2(1)(イ) フローリング張り床材		化粧せっこうボード
	の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)」による.		床タイル 改標仕6.2.2(1)(エ) 全面・一部(図示)		JIS A 6901の規格品 <sup>廻縁共</sup>
	◎混和材料を使用する場合の種類は標仕6.3.1(4)によることとし、監督員の承諾を受けること。		床組 改標仕6.2.2(1)(才) 同 上		けい酸カルシウム板     新設壁     目透し     6     不燃     製造所仕様     GB-R       JIS A 5430の規格品     天井     突付け     6     不燃     製造所仕様     25形     屋外
			・コンクリート又はモルタル面の下地処理 改標仕6.2.2(2)参照		Address of the second s
	◎工事開始に先立ち、工場を選定し、監督員の承諾を受ける.		下地の状況     下地処理方法     備考欄       サンダー掛け     サンダー掛け		◎壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノー
工場の指定			凹凸部処理 ポリマーセメントモルタル 合成樹脂床の場合 エポキシ樹脂モルタル		ル樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする. ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の接着剤
〕型枠	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		クロログ エルカルでが終し 乾燥炎 塗厚さ及び下地の風化状況により,		を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする.
<b>ノ</b> 坐作	◎型枠は、( 県産木製型枠 ・ 食椒 ・ 金属製 ・ 樹脂系 ・ 打込み型枠 ・ ブロック )とする。         型枠の種別 仕上げ種別 塗装の有無 材質 厚 さ 適用箇所		火損部   モルタルで補修し乾燥後   モルタル補修が困難な場合は、カチ		
	県産木製型枠 ー なし		「カンボ協加モルブル及びノロ寺の補修	9 メラミン化粧板	◎tラール(アイカ工業株式会社)同等品とする.
	6.8.2 (2) (ア)     A 種     あり       6.8.2 (2) (イ)     B 種     なし				
	6.8.2 (2)(イ) C 種 な し				
	6.8.2 (2)(イ)     普通型枠     な し     型枠用合板     12mm     衛生器具撤去下スラプ				
			阿南市富岡町トノ町12番地3	▲丁重名	は中学校便能改修工事のうた建築工事 ●縮尺 設計
			阿南市役所	マーデュ 羽ノ:	浦中学校使所以修工事のうち建業工事 _
				●図面名 44-57	●年月

●図面名 特記仕様書⑤

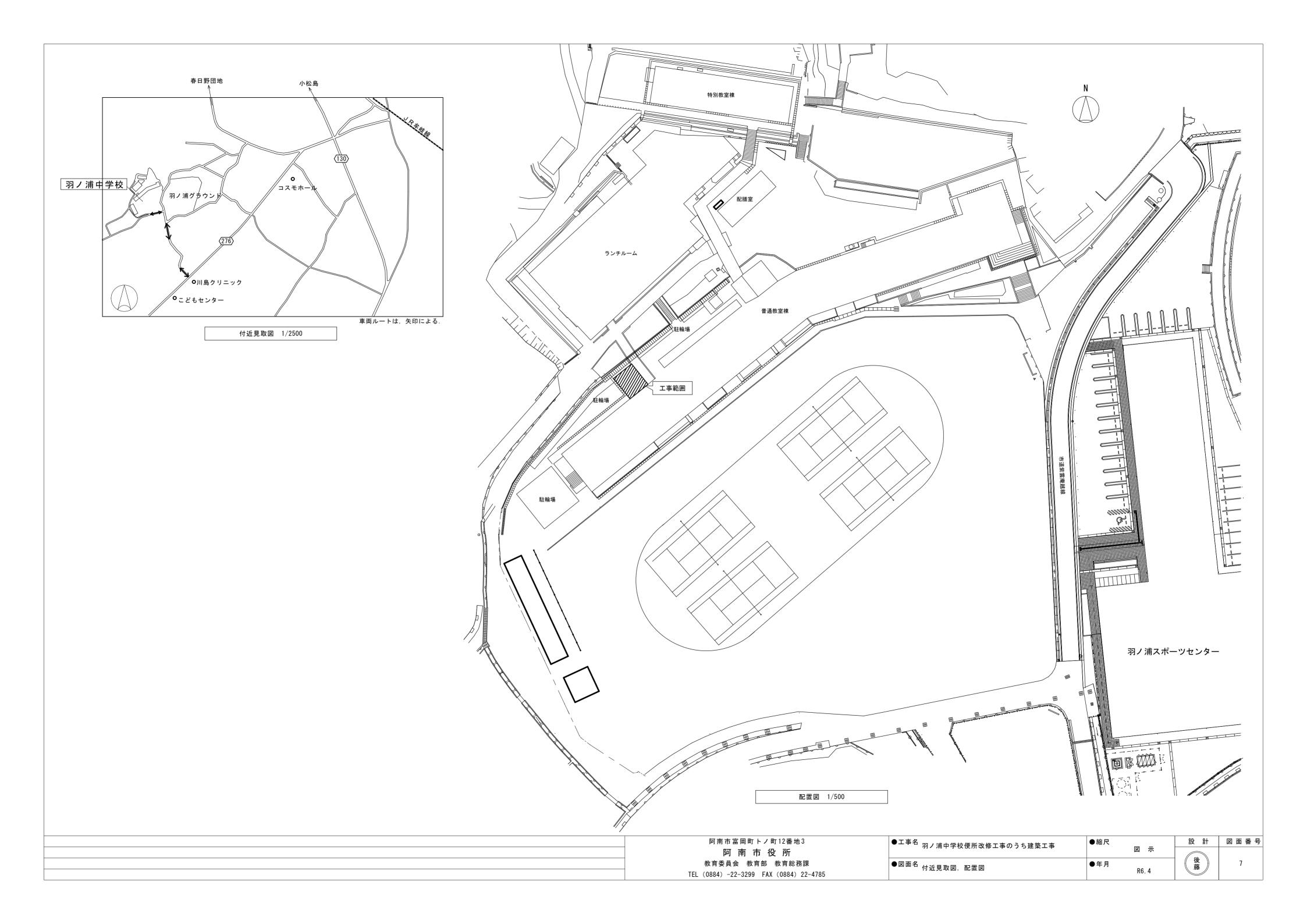
教育委員会 教育部 教育総務課 TEL (0884) -22-3299 FAX (0884) 22-4785 ●年月

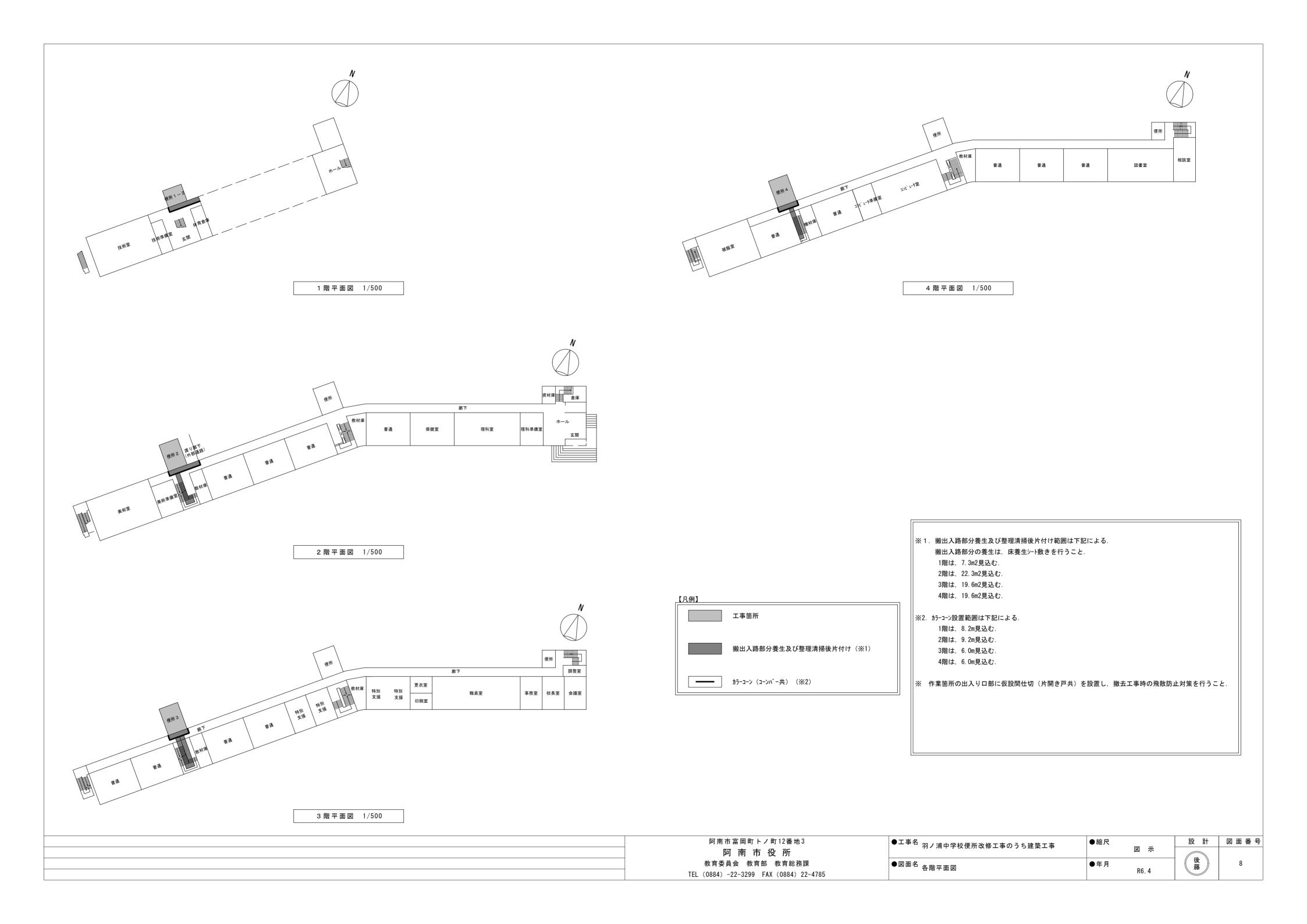
現総の下のの コート 直均し仕上げ の の で で で で で で で で で で で で で で で で で	現場 いっと	) コーピン固定用エポキ ス/m) イ:製造所の仕様によ をにより監督員が承諾 内容及び方法等の計画 各工法・材料の専門	(ア), 既調合材料の防止工法とすること。 , 製造所の仕様による。 活体のうえ適度の水 が動脂 る。 きし確定した数量に基 を作成し監督員の	:る. :湿しを行って,次の	備 考による.	-章 ユニット及びその他工事		表面材の種類 脚 部 ドアエッジ形状 場 所 メラミン 巾木タイプ アール 各階便所  ⑤SA(パンポー工業株式会社), TA40(三和シャッター工業株式会社), サニティTBーGPR(小松ウォール工業株式会社)同等 ⑥トイレブースのパネルの材料のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする. ただし、正当な理由により確保が困難である場合等,ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆へのトイレのパネルを使用できない場合は、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする. ⑥トイレブース設置後、シーリング (MS-1) を行うこと.  と りけり	レブース
現総の下のの コート 直均し仕上げ の の で で で で で で で で で で で で で で で で で	現場 いっと	は、改標任6.15.3 (1) には、 は、 は、 対 を は、 対 落 に となる場合は、 対 落 に となる場合は、 対 落 に か の 製造 所 に が の 製造 が り 層 は、 が の り の の り の の り の の り の の り の の り の の り の の り の の り の り の り の り の り か に よ り い が が が が が が が が が が が が が が が が が が	(ア), 既調合材料の防止工法とすること。 , 製造所の仕様による。 活体のうえ適度の水 が動脂 る。 きし確定した数量に基 を作成し監督員の	:る. :湿しを行って,次の		ニット及びその他工事	②表示	<ul> <li>⑤トイレブースのパネルの材料のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする. ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆のトイレのパネルを使用できない場合は、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする.</li> <li>⑥トイレブース設置後、シーリング (MS-1) を行うこと.</li> <li>と 分 材質 寸法 厚 さ 取付高さ 施工箇所 男女便所 ピクトサイン平付 200×200 5 FL+2,000 各階 出入口 ピクトサイン平付 250×60 5 FL+2,000 各階</li> <li>⑥アクリル室名サインFAC-60 (杉田エース同等品)及びアクリルピクトF-4 (杉田エース同等品)とする.</li> <li>⑥設置高さは、天端合わせとする.</li> </ul>	レブース
<ul> <li>(金) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本</li></ul>	総定 が 25 mm 以上 が 25 mm いって が 25 mm いって が 3 mm が 3 mm が 4 m	となる場合は、剥落に に となる場合は、剥落に か の 製造 が の 製造 が り か の 別 の の 別 の の 別 の の の の の の の の の の の	防止工法とすること 、製造所の仕様によ 価名簿による。 清掃のうえ適度の水 シ樹脂 る。 もし確定した数量に基 書を作成し監督員の	:る. :湿しを行って,次の		びその他工事	②表示	のパネルを使用できない場合は、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。  ③トイレブース設置後、シーリング(MS-1)を行うこと。 <u>E゚クトサイン</u> <u>区 分 材 質 寸 法 厚 さ 取付高さ 施工箇所 男女便所 ピクトサイン平付 200×200 5 FL+2,000 各階 出入口 ピクトサイン平付 250×60 5 FL+2,000 各階 ②アクリル室名サインテAC-60(杉田エース同等品)及びアクリルピクトテー4(杉田エース同等品)とする。  ③設置高さは、天端合わせとする。</u>	
① (回)	吸水調整材(モルタ)  が は かっ で が は で が が な	レ用)の製造所: 評 地及び各塗り層は、 ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) )	価名簿による. 清掃のうえ適度の水 シ樹脂 る. もし確定した数量に基	、湿しを行って、次 <i>の</i>	D層の塗り方にかかる.	工事	② 表示	と かけんと       区分     材質     寸法     厚さ     取付高さ     施工箇所       男女便所     ピクトサイン平付     200×200     5     FL+2,000     各階       出入口     ピクトサイン平付     250×60     5     FL+2,000     各階       ◎7クリル室名サインFAC-60(杉田エース同等品)及びアクリルピクトF-4(杉田エース同等品)とする.       ◎設置高さは、天端合わせとする.	
	コンクリート等面のコート等面のコート等面のコート 便便所床 他工工 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	が地及び各塗り層は、 ) ) つーピン固定用エポキ (「・製造所の仕様により監督員が承諾・なり監督員が承諾・なりなび方法等の計画門を表する。 カース	清掃のうえ適度の水 シ樹脂 る. もし確定した数量に基 書を作成し監督員の		D層の塗り方にかかる.			区分     材質     寸法     厚さ     取付高さ     施工箇所       男女便所     ピクトサイン平付     200×200     5     FL+2,000     各階       出入口     ピクトサイン平付     250×60     5     FL+2,000     各階       ◎7クリル室名サインFAC-60(杉田エース同等品)及びアクリルピクトF-4(杉田エース同等品)とする.       ◎設置高さは、天端合わせとする.	
	施工箇所 ( 便所壁 エポキシ樹脂:アンガ充填量: 25ml/本 ピン間隔: 200mm (5本ピン間隔: 200mm (5本ピン間 を	) コーピン固定用エポキ (m) 「:製造所の仕様によ をにより監督員が承諾 日容及び方法等の計画 各工法・材料の専門 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	る. ちし確定した数量に基 書を作成し監督員の	<b>まづき設計変更を行</b> ・			③面台天板	出入口   ピクトサイン平付   250×60   5   FL+2,000   各階   ©アクリル室名サインFAC-60 (杉田エース同等品)及びアクリルピクトF-4 (杉田エース同等品)とする.   ©設置高さは、天端合わせとする.	
部分エポキシ樹脂注入工法 ② エカビ ② 旅市 調知 ② 水 を を	エポキシ樹脂:アンガ充填量: 25ml/本 ピン間隔: 200mm (54 エポキシ樹脂の製造所 エポキシ樹脂の製造所 ・ なの調査 施工数量は、次の調査 ・ で行う) 調査に先立ち、調査は、 調査はが必要な場合は、 壁紙施又は、 を取り、 でんとである場合は、 を取り、 は、 は、 は、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	コーピン固定用エポキ (A/m) (「:製造所の仕様によ をにより監督員が承諾 (日本のでは、 (日本のでは ) (日本のでは ) (日	る. ちし確定した数量に基 書を作成し監督員の	基づき設計変更を行 <sup>、</sup>			③面台天板		
② 京立 () () () () () () () () () () () () ()	充填量: 25ml/本 は、200mm (54 エポキシ樹脂の製造所 施工数量は、次の調査 があるで行う) 調査に先立ち、調査内 知識が必要な場合は、 登紙施又用でんか系列 はが必要な現合は、 を対象をは、 を対象をは、 を対象をは、 を対象をは、 を対象をは、 を対象をは、 を対象をは、 を対象をは、 を対象をは、 を対象をは、 をが必要な場合は、 を対象をは、 をがし、 を	5/m) f:製造所の仕様によ をにより監督員が承諾 P容及び方法等の計画 各工法・材料の専門 ・着剤、ユリア樹脂等	る. ちし確定した数量に基 書を作成し監督員の	基づき設計変更を行 <sup>、</sup>			③面台天板	◎ポストフォームカウンターUYS1FV(アイカ工業株式会社同等品)とする.	
① 旅市 ② 旅市 ② 旅市 ② 財 ② 財 を が か で で を を を を で で で で で で で で で で で で で	施工数量は、次の調系 市単価で行う) 調査に先立ち、調査内 知識が必要な場合は、 壁紙施工用でん粉系技 い樹脂又はホルムアル ただし、正当な理由に	をにより監督員が承諾 日容及び方法等の計画 各工法・材料の専門 着剤、ユリア樹脂等	られる という	基づき設計変更を行 <sup>っ</sup>					
市   市   ○	市単価で行う) 調査に先立ち、調査の 知識が必要な場合は、 壁紙施工用でん粉系技 心樹脂又はホルムアル ただし、正当な理由に	R容及び方法等の計画 各工法・材料の専門 着剤、ユリア樹脂等	書を作成し監督員の	基づき設計変更を行 <sup>っ</sup>				◎寸法: W=150, T=20	
知 (13) 接着剤 (14) では (14) では (15) では (	知識が必要な場合は、 壁紙施工用でん粉系技 ル樹脂又はホルムアル ただし、正当な理由に	各工法・材料の専門 結剤、ユリア樹脂等			う. (設計変更単価は,		4) ステンレス製棚	◎YKH402R(TOTO同等品)とする.	
ルたを ① オ ② 取 ② 7ル ① 1. 一般事項 ② 0. ② 2. ② 2. ② 3. ② 4. ② 5. ② 6. ② 7ル ② 7ル ② 8. ② 9. ② 9. ② 9. ② 9. ② 9. ② 9. ② 9. ② 9. ③ 9. ② 9. ③ 9. ② 9. ③ 9. ④ 9. ③ 9. ④ 9. ⑥ 9.	ル樹脂又はホルムアル ただし,正当な理由に		技術者(製造所等)に		また,調査方法等で専門		5. 鏡	◎YM6075A, YM4560A (TOTO同等品) とする.	
ルたを ①材 7//に床見切 ②材 ③取 ③7// ① 一般事項 ②防 ③ 塗 ③ ユ 系	ル樹脂又はホルムアル ただし,正当な理由に						石綿含有建材の処理工事 1. 一般事項	◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること.	
<ul><li>○取</li><li>○7ル</li><li>○所</li><li>○塗</li><li>○ユ</li><li>系</li></ul>		こより確保が困難であ には、監督員と協議す。	引いた接着剤のホルム る場合等,ホルムア	ムアルデヒドの放散』 アルデヒドの放散量が	ル樹脂,レゾルシノー 量はF☆☆☆☆とする. がF☆☆☆☆の接着剤 :する.	章 環境配慮		<ul><li>◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2(6)により見やすい場所に掲示すること。</li><li>◎施工計画</li><li>(1) 工事着手前に施工計画書を監督員に提出し、承諾を受けること。</li><li>(2) 石綿除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。</li></ul>	
①7N ① 1. 一般事項 ② © © 企 ② ユ 系	材種( アルミ )					改修		◎石綿含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する。	· る
<ol> <li>一般事項</li> <li>⑤防</li> <li>⑥塗</li> <li>⑥ユ</li> <li>系</li> </ol>	取付方法はビス止めと	する.				事		資料を監督員に提出する.	
<ul><li>◎塗</li><li>◎ユ</li><li>系</li></ul>		(品番:61502) 及び			間等品とする.		② 石綿含有成形板の除去	(1) 建築物内部で除去作業を行う場合は、建具等を全て閉じた状態で行う、閉じることの出来ない開 の養生方法及び解体用仮設の仕様は下記による.	口部
  ©ユ  系		法に基づく指定又は						足場(脚立足場)	
	ユリア樹脂等(ユリア 系防腐剤)を用いた塗 ただし, 正当な理由に	料のホルムアルデヒト	フェノール樹脂, し ドの発散量は, F☆☆ る場合等, ホルムア	レゾルシノール樹脂 ☆☆とする. プルデヒドの発散量が	i又はホルムアルデヒド が、F☆☆☆☆の塗料を <sup>-</sup> る.			<ul> <li>◎工法</li> <li>(1)除去は、石綿を含まない内装材及び外部建具の撤去にさきがけて行うこと。</li> <li>(2)除去は、可能な限り破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原則「手ばらし」とする。 建築物外部の成形板を除去する場合は、できる限り原形のまま除去すること。</li> <li>(3)除去作業中は、原則として散水その他の方法により石綿成形板を常に湿潤な状態として作業を行</li> <li>(4)建物から取り外した廃材を原型のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテバッグや車両を用意すること。</li> </ul>	
② 合成樹脂調合ペイント塗り (SOP)	区分	種,別	下地調整		め塗料 備 考			◎作業場所の外部に飛散させないための措置を講じること。	
(30F)	木部	屋外         屋内           B種	(新規面は素地ごし RB種	しらえ) 屋外	屋内			◎除去箇所一覧表	_
								階数     室     名     箇所     建 材 種 別     面積       1     ピロティ     天井     アスベスト板t=5     9.1m2	
③ つや有合成樹脂エマル ションペイント塗り(EP-G)	区 分 *´-ド面 モルタル面	種 別 屋 外 屋 内 B種 B種	下地調整 (新規面は素地ごし B種 RB種		め塗料 屋内 ー ー			<ul><li>◎施工記録等</li><li>(1)施工記録報告書を作成し、監督員に提出すること。</li></ul>	
								WO NO THE STATE OF	

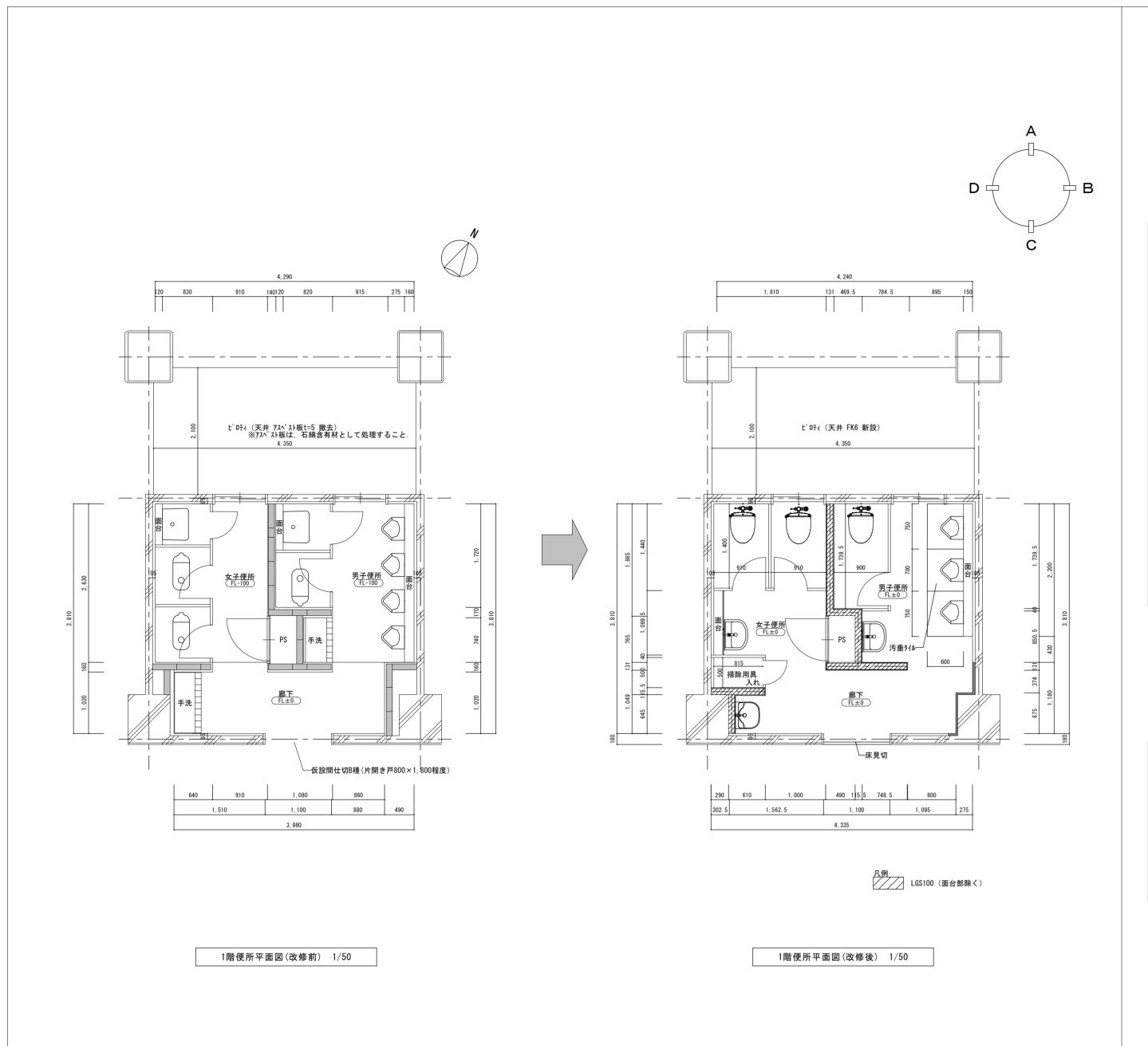
〈防水〉	
MS-1	1成分形変成シリコーン系シーリング
SR-1	1成分形シリコーン系シーリング
〈金属〉	
LGS	軽量鉄骨壁下地
AL	アルミ
SUS	ステンレス
〈内装〉	
GB-R9. 5	せっこうボード9.5mm
GB-S12. 5	シージングせっこうボード12.5mm
FK6	けい酸カルシウム板6.0mm
GB-D	化粧せっこうボード9.5mm
〈塗装〉	
EP-G塗り	つや有合成樹脂エマルションペイント塗り
SOP塗り	合成樹脂調合ペイント塗り
〈建具〉	
DC	ドアクローザー(ストップ付)
LD	レバ・ーハント゛ル錠
PD	シリンダー一本締め
SM	サムターン

阿南市富岡町トノ町12番地3 阿 南 市 役 所 教育委員会 教育部 教育総務課 TEL (0884) -22-3299 FAX (0884) 22-4785

●工事名 羽ノ浦中学校便所改修工事のうち建築工事	●縮尺	設計	図面番号
図面名 特記仕様書⑥	●年月 R6.4	後藤	6







改修前 下地 仕上 モルタル下地t=50【撤去】 25角磁器質タイル(丸)【撤去】 末 土間コンクリートt=120【撤去】 土間コンクリートt=120【撤去】 ウレタン系塗床【撤去】 モルタルコテ押え【撤去】 100角磁器質タイル【撤去】 モルタル下地【撤去】 腰壁 コンクリートフ・ロック【撤去】 100角磁器質タイル【撤去】 VP塗り モルタルコテ押え モルタル下地【撤去】 BE CB (FL+700~上階スラブ底)【撤去】 コンケリート(FL-100~FL+650)【撤去】 面台 せいクル下地【撤去】 コンクリートフ・ロック【撤去】 100角磁器質タイル【撤去】 天端:テラゾウブロック【撤去】 100角磁器質タイル【撤去】 天端:テラゾウブロック【撤去】 手洗 コンクリートフ・ロック 【撤去】 モルタル下地 【撤去】 軽量鉄骨天井下地 19形【撤去】 ア井 プラスターポード t=9【撤去】 450角天井点検口【撤去】

	改修後	
箇所	下地	仕上
床	土間コンクリートt=120 D10@200 差筋アンカーD10 L=450 @200共 砕石敷き(RC-40) t=110	床モルタル塗り ピニル床シート張り t=2.0 汚垂タイル
床 (PS)	土間コンクリートt=120 D10@200 差筋アンカーD10 L=450 @200共 砕石敷き(RC-40) t=150	_
床 (廊下)	モルタル下地t=50 土間コンクリートt=120	ケレン ピニル床シート張り t=2.0
腰壁	モルタルコテ押え【左官補修】	ソフト巾木H100 EP-G塗り
	LGS100 GB-R9.5 + FK6	ソフト巾木H100 EP-G塗り
	LGS100 ラワン合板(II類)t12	ソフト巾木H100 メラミン化粧板 t=3
	モルタルコテ押え 【アンカービンニング部分エボキシ樹脂注入工法】	EP-G塗り
壁	LGS100 GB-R9.5 + FK6	EP-G塗り
	LGS100 ラワン合板(II類)t12	<b>メラミン化粧板</b> t=3
面台	LGS100 ラワン合板(II類)t12	側面:メラミン化粧板 t=3 天端:面台天板
手洗	LGS100 ラワン合板(II類)t12	メラミン化粧板 t=3
天井	軽量鉄骨天井下地	GB-D(910×1,820 t=9.5) 塩ビ製廻縁共 450角天井点検口補強共

内部仕上表

特記事項

陶器取り外しは、管工事とする.

アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法は、各階で、4m(幅200mm以下)、2ヶ所(0.25m2以下)見込む. 施工数量変更に伴い、精算すること.

木製額縁は、SOP塗りを行うこと.

t゚ロティ天井部は、アスペスト板撤去後、FK6突付とする.

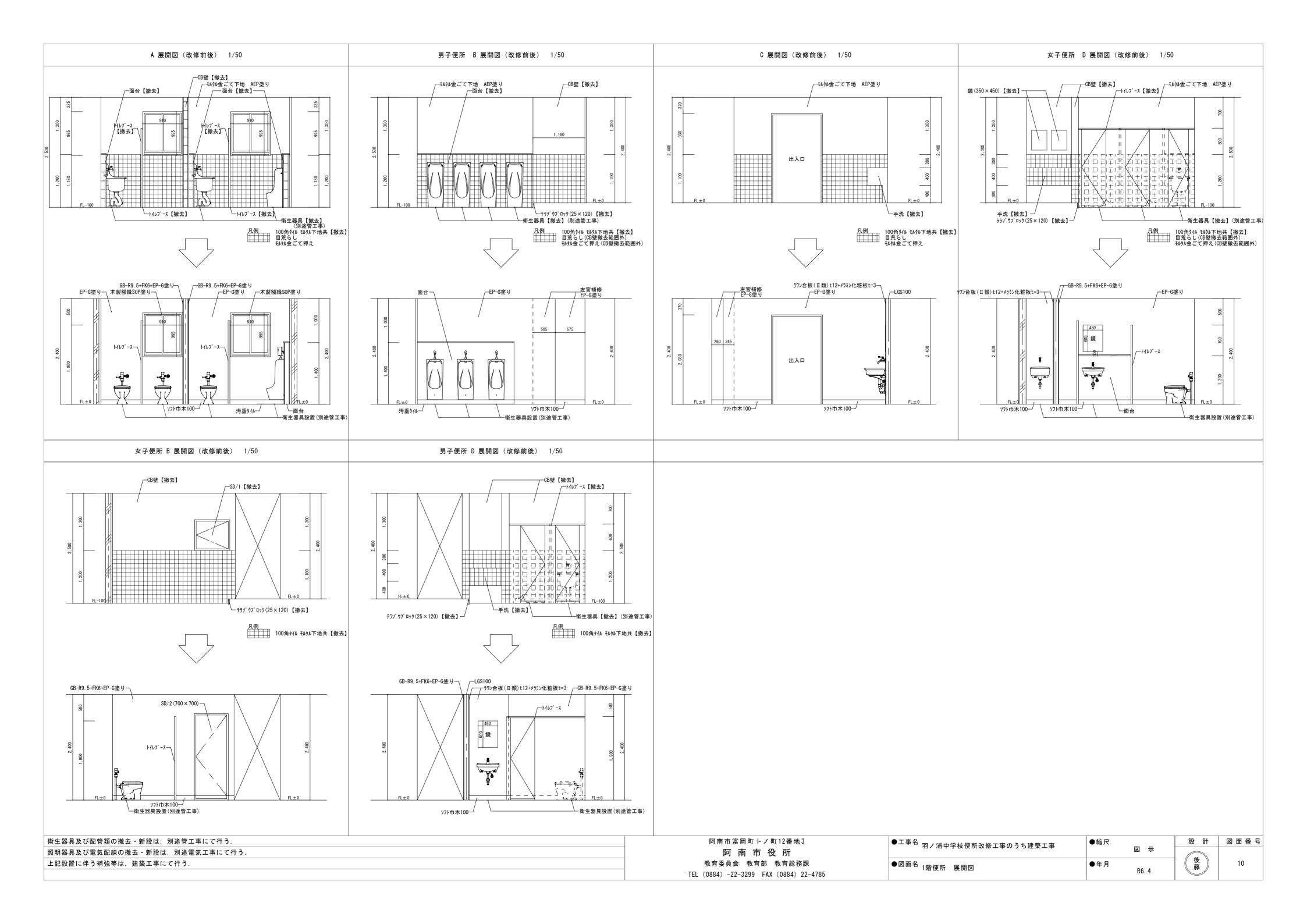
特記事項

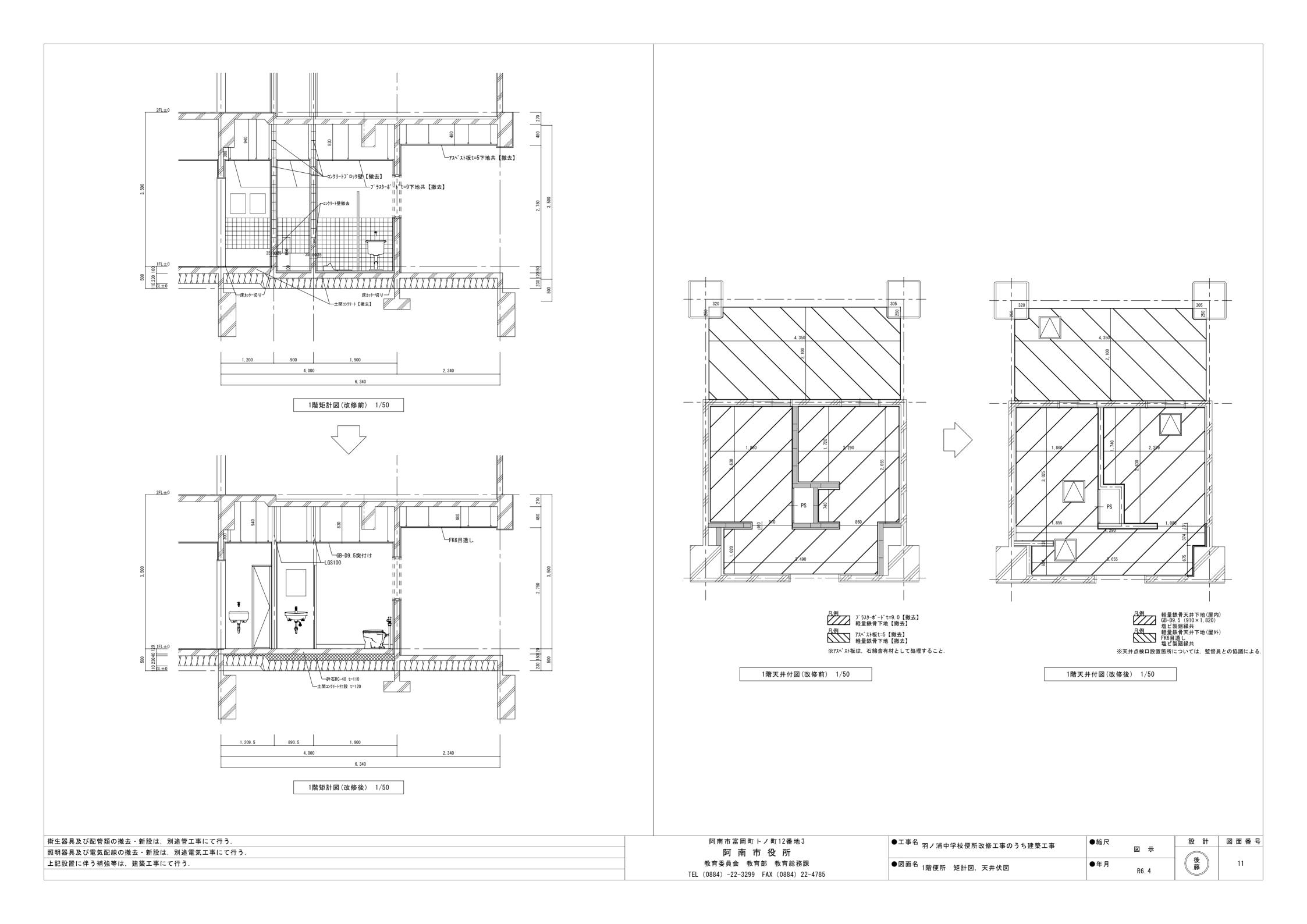
衛生器具及び配管類の撤去・新設は、別途管工事にて行う、 照明器具及び電気配線の撤去・新設は、別途電気工事にて行う、 上記設置に伴う補強等は、建築工事にて行う。

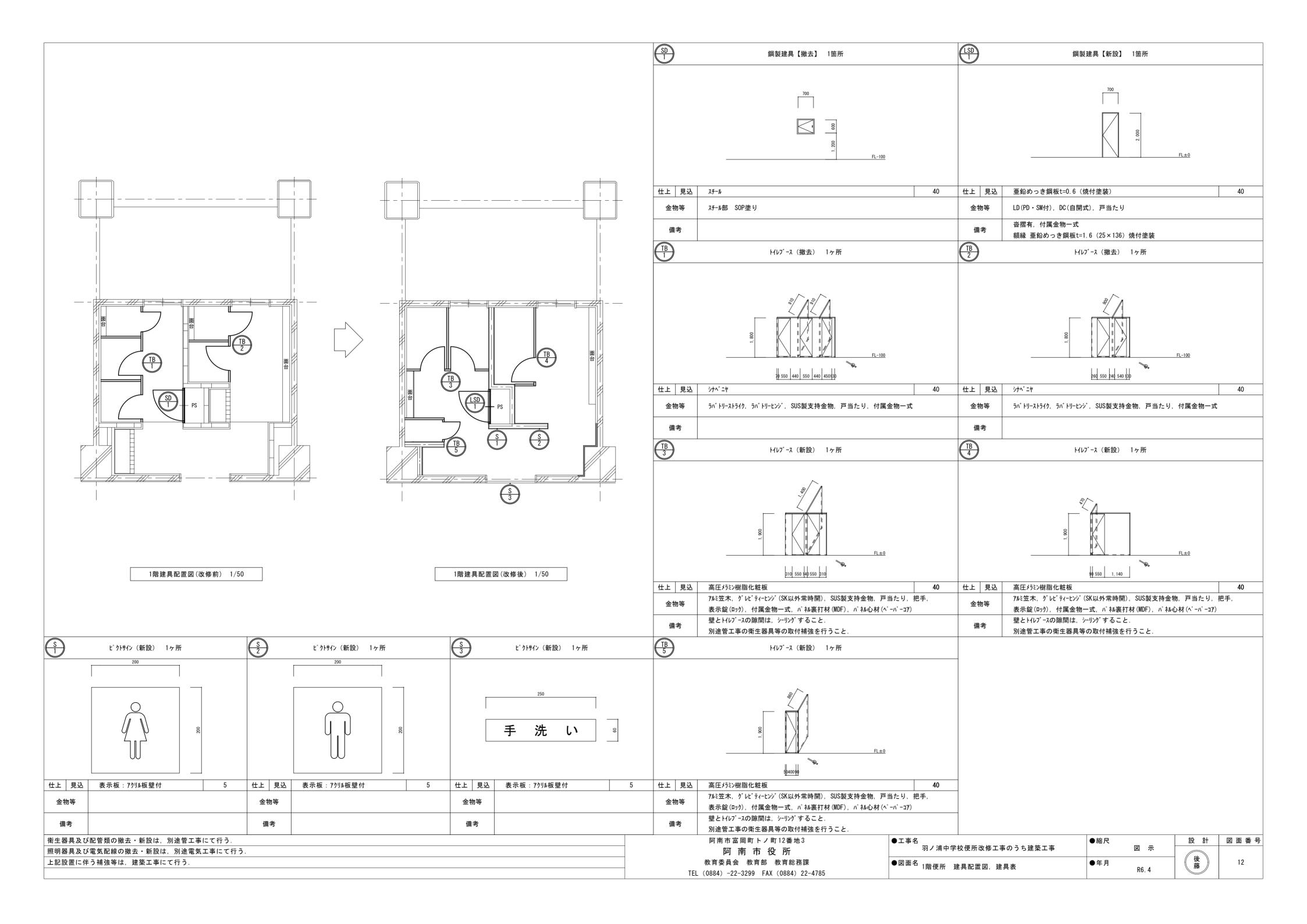
阿南市富岡町トノ町12番地3 阿南市役所 教育委員会 教育部 教育総務課 TEL (0884) -22-3299 FAX (0884) 22-4785

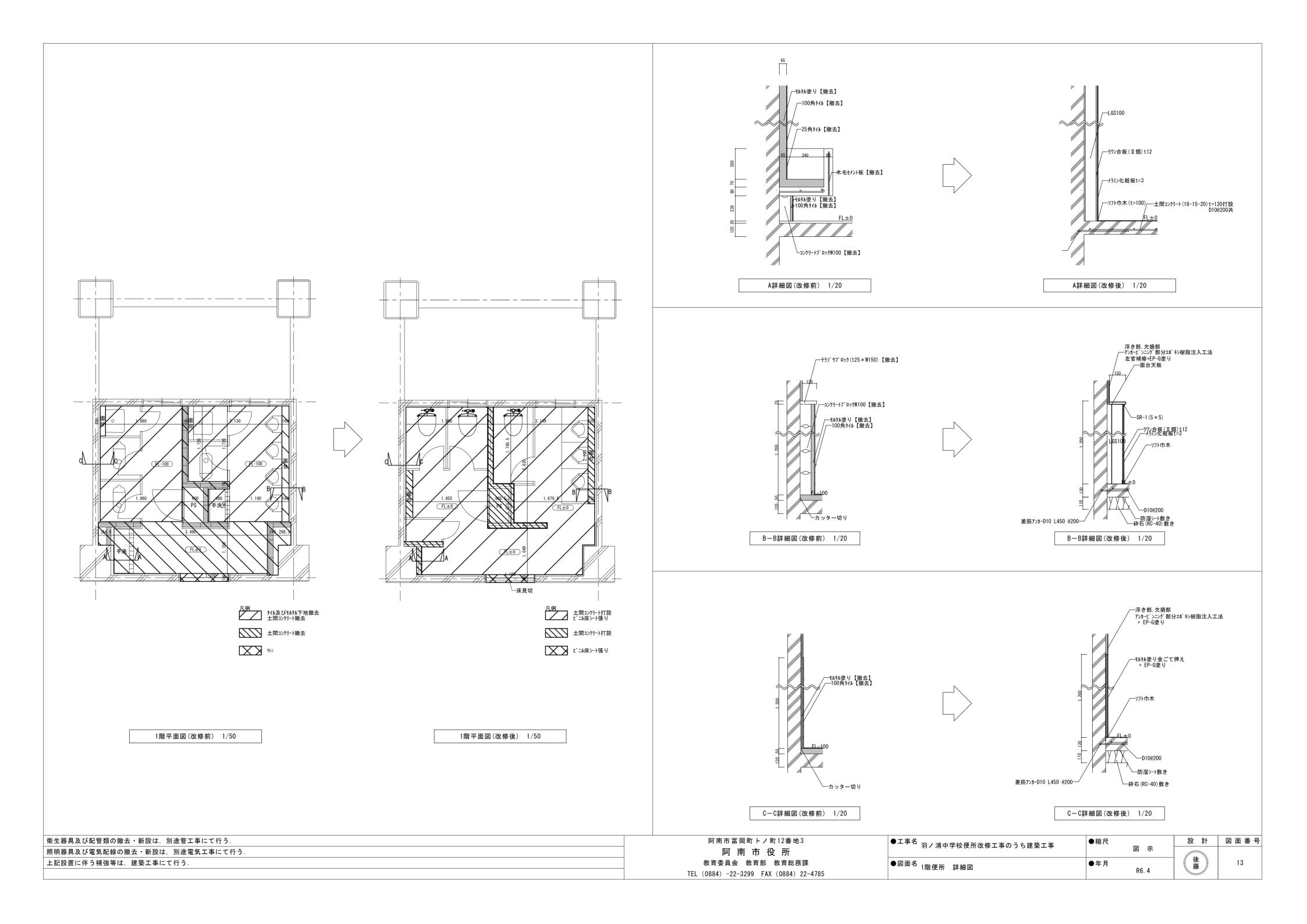
 ●工事名
 羽ノ浦中学校便所改修工事のうち建築工事
 ●縮尺
 図 示

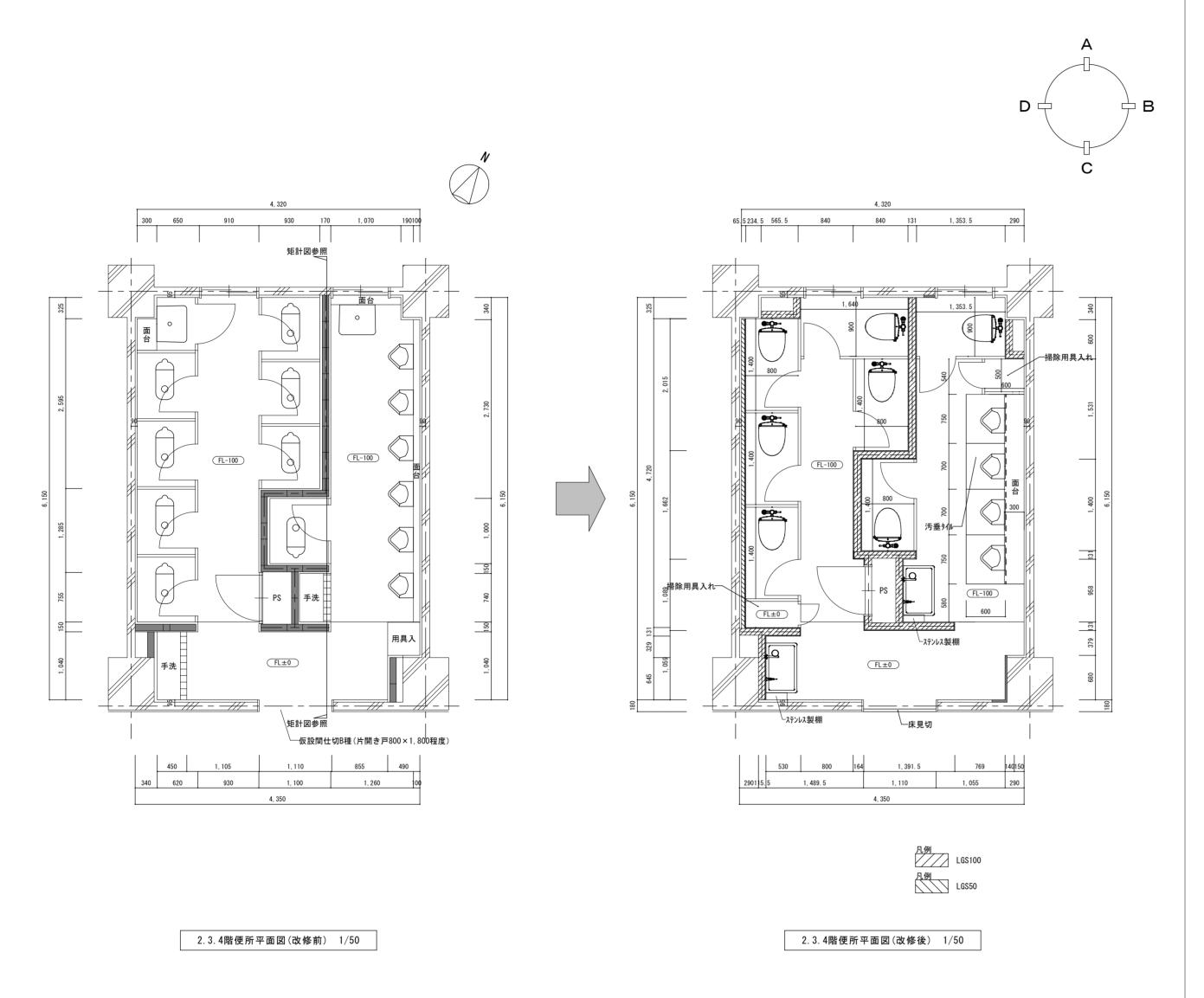
 ●図面名
 1階便所 平面図,内部仕上表
 ●年月
 後藤
 9











	改修前	
箇所	下地	仕上
床	モルタル下地t=50 土間コンクリートt=120	25角磁器質タイル(丸)【撤去】
床 (PS)	土間コンクリートt=120	-
床 (廊下)	モルタル下地t=50 土間コンクリートt=120	ウレタン系塗床【除去】
	モルタルコテ押え【撤去】	100角磁器質タイル【撤去】
腰壁	モルタル下地【撤去】 コンクリートプロック【撤去】	100角磁器質タイル【撤去】
	モルタルコテ押え	VP塗り
壁	モルタル下地【撤去】 コンクリートプロック【撤去】	VP塗り
面台	モルタル下地【撤去】 コンクリートフ゛ロック【撤去】	100角磁器質タイル【撤去】 天端:テラゾウブロック【撤去】
手洗	コンクリートブ・ロック【撤去】 モルタル下地【撤去】	100角磁器質タイル【撤去】 天端:テラゾウプロック【撤去】
天井	軽量鉄骨天井下地 19形【撤去】 プラスターボード t=9【撤去】	VP塗り 450角天井点検口【撤去】

	改修後	
箇所	下地	仕上
床	モルタル下地t=50 土間コンクリートt=120	床モルタル塗り ピニル床シート張り t=2.0
床 (PS)	土間コンクリートt=120	_
床 (廊下)	モルタル下地t=50 土間コンクリートt=120	ケレン ビニル床シート張り t=2.0
腰壁	モルタルコテ押え【左官補修】	ソフト巾木H100 EP-G塗り
	LGS100 GB-R9.5 + FK6	ソフト巾木H100 EP-G塗り
	LGS100 ラワン合板(II類)t12	ソフト巾木H100 メラミン化粧板 t=3
	モルタルコテ押え 【アンカーピンニング部分エボキシ樹脂注入工法】	EP-G塗り
壁	LGS100 GB-R9.5 + FK6	EP-G塗り
	LGS100 ラワン合板(II類)t12	メラミン化粧板 t=3
面台	LGS100 ラワン合板(II類)t12	側面:メラミン化粧板 t=3 天端:面台天板
手洗	LGS100 ラワン合板(II類)t12	メラミン化粧板 t=3
天井	軽量鉄骨天井下地 19形 @300 インサート含む	GB-D(910×1,820 t=9.5) 塩ビ製廻縁共 450角天井点検口補強共

内部仕上表

特記事項

陶器取り外しは、管工事とする.

アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法は、各階で、4m(幅200mm以下)、2ヶ所(0.25m2以下)見込む. 施工数量変更に伴い、精算すること.

木製額縁は、SOP塗りを行うこと.

特記事項

衛生器具及び配管類の撤去・新設は、別途管工事にて行う。
照明器具及び電気配線の撤去・新設は、別途電気工事にて行う。
上記設置に伴う補強等は、建築工事にて行う。

阿南市富岡町トノ町12番地3 阿 南 市 役 所 教育委員会 教育部 教育総務課 TEL (0884) -22-3299 FAX (0884) 22-4785

<b>・                                    </b>	▲绘□	設 計	図面番号	
<sup>) 工事名</sup> 羽ノ浦中学校便所改修工事のうち建築工事	●縮尺	一	凶叫钳方	
77 W 1 1 KKM 4 KP - 4 W 7 J Z X - 4	図示	後藤	14	
)図面名 2.3.4階便所 平面図,内部仕上表	●年月 R6.4			
	K0. 4			

